

# IFRIC 解釈指針案「法人所得税務処理に関する不確実性」に対する当委員会からのコメント・レター

ASBJ 専門研究員 しまだ ようこ  
島田 謠子

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会から 2015 年 10 月に公表された IFRIC 解釈指針案「法人所得税務処理に関する不確実性」（以下「本解釈指針案」という。）に対して、2016 年 1 月にコメント・レターを送付している。

本解釈指針案は、税法の適用に不確実性がある場合の、当期又は繰延税金資産・負債の認識及び測定について、IAS 第 12 号「法人所得税」の解釈指針を提供するものである。具体的には、税務申告書における不確実な税務処理（グループ）を税務当局が認める可能性が高い（probable である）場合には、財務諸表上の当期又は繰延税金資産・負債を算定する基礎となる課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率（以下、総称して「課税所得等」と言う。）を税務申告と整合させ、可能性が高くない場合には、最頻値法又は期待値法のうち、より適切と思われる方法を用いて課税所得等に不確実性の影響を反映させることが提案されている。

当委員会からのコメント・レターにおいては、本解釈指針案の取組みを支持するとした上で、主に、(1)本解釈指針案の範囲、(2)不確実な税務処理を集合的に検討すべきか否かのガイダンス、(3)開示要求及び(4)経過措置について提案を行っている。主なコメントの内容は以下のとおりである。

## (1) 本解釈指針案の範囲

本解釈指針案の適用範囲について、税務当局との未解決の論争がある状況等に限定せず、法人所得税の処理に不確実性がある場合全般に適用されるとする本解釈指針案の提案については同意している。ただし、不確実な税務処理に関連する利息及び罰金の会計処理についても明確化することを提案している。

## (2) 不確実な税務処理を集合的に検討すべきか否かのガイダンス

不確実な税務処理を個々に考慮すべきか、それとも集合的に考慮すべきなのかを、不確実な税務処理の解消についてより適切な予測を提供することとなるアプローチに基づいて決定することを提案している本解釈指針案に概ね同意している。ただし、本解釈指針案において、この原則（集合的なアプローチの方が不確実性の解消についてのより適切な予測を提供するかどうか）と十分に整合していないと思われる記載があるため、その部分について原則と整合させることを提案している。

## (3) 開示要求

本解釈指針案では、新たな開示要求は定められておらず、一般的な開示要求（IAS 第 1 号「財務

諸表の表示」及び IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って、一定の開示を行うべきかどうかを検討することが提案されている。この点、開示要求が十分に明確でないと考えられたこと、及び実務でより整合的に適用されることにする等の観点から、以下の 3 点について修正することを提案している。

① 会計方針を適用する過程で行った判断の開示（本解釈指針案の第 19 項）

本解釈指針案の第 19 項では、第 11 項、第 14 項、第 16 項に従って課税所得を決定するための会計方針を適用する過程で行った判断について、IAS 第 1 号の第 122 項に従って開示する可能性のある例示とすることが提案されていたが、当該判断に重要性がある場合、企業は重要な判断を開示しなければならないとするよう修正することを提案している。

② 課税所得等を決定する際に使用した前提条件に関する情報の開示（本解釈指針案の第 20 項）

本解釈指針案の第 20 項では、課税所得等を決定する際に使用した前提条件に関する情報を、IAS 第 1 号の第 125 項から第 129 項に従って開示すべきかどうかを決定することが提案されていたが、これについても、上記と同様に、課税所得等を決定する際に使用した前提条件に関する情報に重要性がある場合には、企業は当該情報を開示しなければならないとするよう修正することを提案している。

③ 税務処理に関する不確実性の潜在的な影響の開示（本解釈指針案の第 21 項）

本解釈指針案の第 21 項では、企業が税務処理に関する不確実性の潜在的な影響を IAS 第 12 号の第 88 項に従って開示すべきかどうかを決定することを要求しており、「企業はこれらの税務関連の偶発事象に関してどのような開示を行うべきかを決定する際に IAS 第 37 号を参照することになる」とされていた。この点、IAS 第 37 号が、不確実性な税務処理の観点からどのような情報を開示すべきかについて不明確であると考えられたことから、同項において、不確実性な税務処理の観点からより具体的な開示要求を示すように修正することを提案している。

(4) 経過措置

過去の比較期間について遡及適用する方法（ただし、事後的判断を用いずに遡及適用できる場合に限る）と、本解釈指針案の適用開始日の利益剰余金等の期首残高に累積的影響を反映する方法のいずれかを採用するとする本解釈指針案には同意している。ただし、事後的判断を用いずに遡及適用可能なケースがあるか否かについて明らかでないことから、具体的なケースを明確にすることを提案している。

また、本解釈指針案で提案されている経過措置と同様（又は類似）の経過措置が IFRS の初度適用企業にも提供することを検討する旨の提案も行っている。